日本証券業協会主要会議体の機能と構成

日本証券業協会

- 外務員等資格試験委員会
- 事故確認委員会
- 不服審査会

総　会

監事会
会員監事・常任監事

理事会

公益理事(注)	4人
会員理事	3人以内
特別会員理事	1人
常任理事	3人以内

○ 予算・決算・会費など定款に定めがある事項等理事会専決事項の決議を行い、両部門の進行管理及び協会運営全体に対する監督を行う。
○ 理事及び執行役の業務の執行を監督する。

(注) 金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者から選任する。

定款 第56条 第3項

証券戦略に係る事項を決議する権限を委任

証券戦略に係る業務を執行する権限を委任

証券戦略会議

○委任された事項を決議する。
○証券戦略業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

具体的な機能
・税制、経済法規、金融商品取引・業務等の業界意見のとりまとめ・要望活動
・資産形成推進のための広報活動
・協会員向け資質向上研修の実施
・協会員向け各種相談、統計データ加工・公表

証券戦略会議議長	1人
（会員理事）	
会員委員	17人以内
証券評議会議長	1人
地区評議会議長	1人
会長	1人
執行責任者（事務局責任者）	1人

- 分科会
- ワーキング・グループ

証券評議会

リテール証券評議会
ホールセール証券評議会
インターネット証券評議会

地区評議会

東京・大阪・名古屋・北海道・東北・北陸・中国・四国・九州の各地区会長により構成

定款 第56条 第2項

自主規制に係る業務を執行する権限を委任

自主規制に係る事項を決議する権限を委任

自主規制会議

自主規制会議議長	1人
（公益理事）	
公益委員	4人
会員委員	4人以内
特別会員委員	2人以内
有識者委員	1人以内
会長	1人
執行責任者（事務局責任者）	1人

○ 委任された事項を決議する。
○ 自主規制業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

具体的な機能
・金融商品取引関係ルール及び市場ルールの制定、行政ルールについての市場関係者・専門家の 意見のとりまとめ
・ エンフォースメント（監査・処分等）
・ 資格管理、義務研修の企画・立案
・ 事故確認　など

- 規律委員会
- 外務員等規律委員会
- 自主規制企画分科会、エクイティ分科会、公社債分科会、金融商品分科会ワーキング・グループ

定款 第56条 第5項

行動規範に関する事項の決議及び業務を執行する権限を委任

行動規範委員会

行動規範委員会委員長	1人
（公益理事）	
公益委員	4人
会員委員	2人以内
特別会員委員	2人以内
会長	1人

○ 委任された事項を決議し、行動規範に関する業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

具体的な機能
・ 行動規範の制定・改正・公表等

定款 第56条 第4項

調達に関する事項の決議及び業務執行の権限を委任

総務委員会

○ 協会の組織運営に関する事項（定款の改正、事業計画・事業報告書の作成、予算・決算・会費など）について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

総務委員会委員長	1人
（会員理事）	
会員委員	10人以内
特別会員委員	2人以内

- 財務分科会
- 協会資産運用諮問・検証分科会

定款 第56条 第6項

金融・証券知識の普及に関する事項を決議する権限及び業務執行の権限を委任

金融・証券教育支援委員会

○ 委任された事項を決議し、金融・証券知識の普及に関する業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

具体的な機能
・金融経済教育推進機構（J-FLEC）の業務運営に関する聴取・意見交換等

金融・証券教育支援委員会委員長	1人
（公益理事）	
会員委員	4人以内
特別会員委員	2人以内
公益委員	7人以上10人以内
有識者委員	4人以内
会長	1人